

2 個別事項

2 - (1)障害福祉サービス等情報公表制度【事業者の経営情報の報告・公表の追加】

障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表

令和7年度より、経営情報の報告・公表のための
新たな2つの制度が始まりました！

1. 【新設】 障害福祉サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。
障害福祉サービス事業者の皆さまには、以下の経営情報の報告をお願いします。

主な報告事項	報告手段
・ 収益・費用の内容 ・ 職員の職種別人員数 ・ 職種別給与(※任意での報告事項) など	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和8年3月末まで

2. 【見直し】 障害福祉サービス等情報公表制度の見直し

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者の障害福祉サービス等事業者の選択に役立つよう、事業者が障害福祉サービス等情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、障害福祉サービス経営の健全性等の情報を提供するため、障害福祉サービス等事業者の皆さまには、**職員の一人あたり賞金の報告**にご協力をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ 職員の一人あたりの賞金 (※任意での報告事項)	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関する厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課事務連絡 (令和7年9月1日) システムの運用開始に係る対応等について(周知)【概要】

1. 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール

- 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール等は、以下を予定しています。
 - ・ 令和7年8月29日(金) 経営情報の見える化の運用開始
(障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告について、システム入力開始)
システム操作マニュアル、記入要領の発出
 - ・ 令和8年3月31日(火) 経営情報の見える化の報告期限(障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告期限)
 - ・ 令和8年4月以降 公表
(全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表)
- (※)各都道府県等が管内の障害福祉サービス等事業者から報告された情報を公表する方法等につきましては、追ってご連絡いたします。

2. 都道府県等において周知をお願いしたい事項

- (1)システム入力にあたっての参考資料等
障害福祉サービス等事業者が適切に経営情報を報告していただくために、以下の資料について、管内の障害福祉サービス等事業所への周知をお願いいたします。
- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日付障発0423第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>
 - ② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会(令和7年8月4日開催)の動画及び資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html
 - ③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板(システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所)
<都道府県等向けページ>
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>
<障害福祉サービス等事業者向けページ>
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>
 - ④ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク
<電話番号> 0570-666-081 ※受付時間:平日9:00~17:00
<都道府県等向けお問い合わせフォーム>
<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/flnquiry?Open>
<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>
<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/flnquiry?Open>

(2)令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報
経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることとなります。

- (例)
- 令和6年度決算情報
会計年度の始期が「令和6年1月~12月」である障害福祉サービス等事業所
→ 会計年度が、令和6年1~12月、令和6年4月~令和7年3月、令和6年10月~令和7年9月等の障害福祉サービス等事業所
 - 令和7年度決算情報
会計年度の始期が「令和7年1月~12月」である障害福祉サービス等事業所
→ 会計年度が、令和7年1~12月、令和7年4月~令和8年3月、令和7年10月~令和8年9月等の障害福祉サービス等事業所

詳細資料は厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

2 - (1)障害福祉サービス等情報公表制度【事業者の経営情報の報告・公表の追加】

3-1. 経営情報の入力画面の追加

障害福祉サービス等情報公表システム内の事業所詳細情報の編集を行う画面にて、経営情報を報告いただくための入力画面を追加します。経営情報の記入内容の時点について、特段、指示がない場合は「報告前年度の会計年度末」時点の内容を基本として記入してください。

(例1) 会計年度が令和6年4月～令和7年3月の場合 → 令和7年3月末時点の内容

(例2) 会計年度が令和6年1月～令和6年12月の場合 → 令和6年12月末時点の内容

障害福祉サービス等情報公表システム

事業所情報の照会・編集を行う | 事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム > 事業所情報の照会・編集を行う > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの戻るボタンは使用できません。

事業所詳細情報の編集を行う

選択された事業所、サービスについて、事業所の詳細情報を入力します。
入力すべき内容については、厚生労働省より発行されている記入要領をご参照ください。
入力した内容はカテゴリごとに保存します。保存するには画面右下に表示されている(一時保存)ボタンを押します。
入力途中で保存する場合もカテゴリごとに(一時保存)ボタンを押してください。

記入要領のダウンロードはこちら

アクション (選択してください) [実行]

事業所・施設名称	事業所番号	指定機関	サービスの種類	詳細情報申請年月日	経営情報申請年月日
テスト事業所	111111111		就労継続支援B型		

カテゴリ

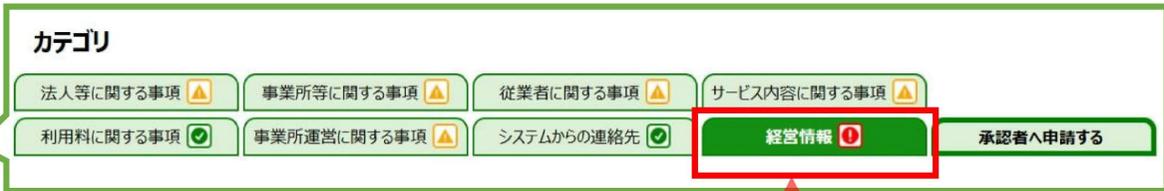
法人等に関する事項 | 事業所に関する事項 | 従業員に関する事項 | サービス内容に関する事項 | 経営情報 | 承認書へ申請する

利用料に関する事項 | 事業所運営に関する事項 | システムからの連絡先 | 承認書へ申請する

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

⚠ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

法人等の種類	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)
(その他の場合、その名称)	
法人等の名称(あがひ)	てすとじざいしゃ
法人等の名称	テスト事業者



経営情報のタブを追加します。

---以降、省略--- ※表示データはサンプルであり、実際のデータではありません。

詳細資料は厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

2 – (2) 補助事業の活用について

(1) 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業

障害福祉サービス事業所等の事業継続を支援するため、エネルギー・食品等の物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等について、光熱費や燃料費等に対する給付金を支給します。

事業概要

< 補助対象経費 >

令和7年度中の食材料費・光熱費・燃料費高騰分

< 給付額 >

施設区分	①給付額	②上限額
入所（50人以上）	13,000円／定員1人あたり	1,261,000円／施設
入所（49人以下）	12,000円／定員1人あたり	588,000円／施設
通所（者）	8,000円／定員1人あたり	272,000円／施設
通所（児）	6,000円／定員1人あたり	204,000円／施設
訪問	30,000円／施設	—

※①と②を比較し、いずれか低い方の額

事業フロー



※詳細は今後、沖縄県HPにて周知する予定ですので、そちらをご確認ください。

2 – (2)補助事業の活用について

(2) 障害福祉職員処遇改善緊急支援事業

障害福祉分野の人材不足と賃金水準の課題に対応し、人材流出を防ぐための緊急的対応として、障害福祉職員の賃上げを支援します。

事業概要

<対象事業所>

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、取組を推進する事業所

※処遇改善加算の対象外事業についても、同様の取組を講じる場合には補助する

<賃上げ対象職員>

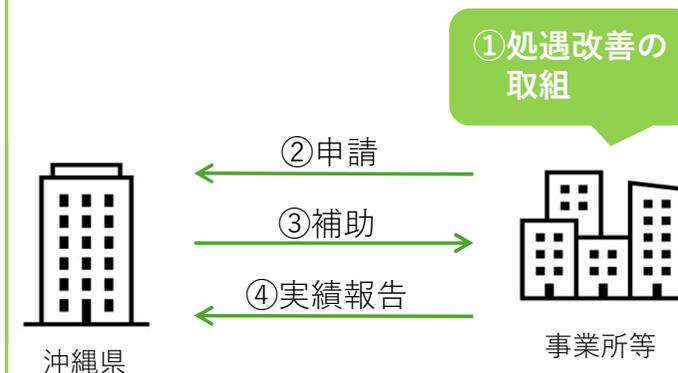
対象事業所に勤務する**福祉・介護職員以外も含む**障害福祉従事者

<補助額>

基準月の障害福祉サービス等総報酬額 × 交付率

※交付率はサービス区分によって異なる

事業フロー



※詳細は今後、沖縄県HPにて周知する予定ですので、そちらをご確認ください。

2 – (2)補助事業の活用について

(3) こどもの安心・安全対策支援事業

こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施した障害児支援事業所等に対し、備品購入等の費用に係る補助を行います。

ICTを活用したこどもの見守り支援事業

ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

<補助額> 1施設又は事業所当たり 200千円

登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うためのシステムの導入

<補助額> (端末購入を行わない場合) 1施設又は事業所当たり200千円
(端末購入を行う場合) 1事業所当たり700千円

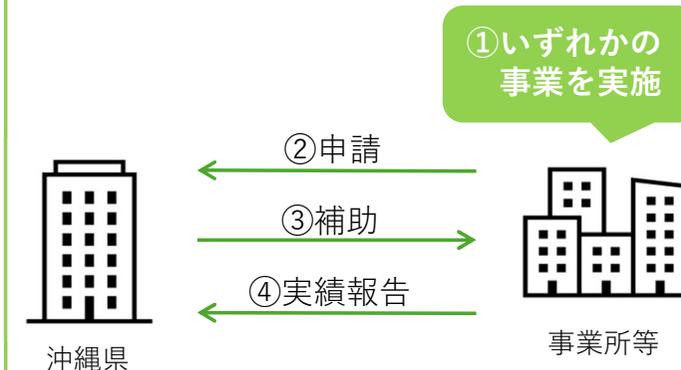
性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を行うための設備・備品の購入等

<補助額> 1施設又は事業所当たり 100千円以内

NEW!

事業フロー



※詳細は今後、沖縄県HPにて周知する予定ですので、そちらをご確認ください。